

改善報告書

大学名称 日本赤十字豊田看護大学

(評価申請年度 2017 年度)

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	看護学研究科修士課程において、特定課題の研究成果に関する論文を審査する基準が明文化されていないので、『大学院学生便覧』などに明記し、あらかじめ学生に明示するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	新学長による平成 28 年度の総点検によって、学位規程、論文審査規程等の不備が判明した。 大学院学則（根拠資料 1）第 27 条第 2 項には「特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。」と記され、課題研究論文がこれに該当すると考えられた。 一方、学位規程は大学と大学院の 2 種類の学位規程が存在し、後者では、修士論文と課題研究論文の双方が学位論文として考えられていた。論文審査規程第 5 条に（資料 1）「審査基準を用いて」と表現されるものの、基準そのものは規程に含まれず（資料 2）、合意事項として両論文に同じ審査基準が適用され、これらが学生便覧に示されていた。 その後、平成 27 年 2 月 25 日付申し合わせ事項として、修士論文と課題研究論文の各々の審査基準（資料 3-1）が平成 27 年 2 月 25 日第 56 回研究科委員会で合意され（資料 3-2）、平成 27 年度以後の論文審査時には審査委員に配布され適用された。しかし、学生便覧は修正されていなかった。この審査基準の不整合について、平成 28 年度に実施した外部評価（資料 4, 5）でも、指摘があった。 まずは、平成 28 年 7 月 27 日第 138 回教授会及

	び第 72 回研究科委員会において学位規程を一本化した規程が承認され、特定課題の研究成果としての審査にも整合するよう学位記の表記を整合させた（資料 6, 7）。課題研究論文に関する解釈の混乱を整理し、修士論文と課題研究論文については審査基準を明示する方向性で検討する方針が、平成 28 年 9 月 28 日の第 73 回研究科委員会で承認された（資料 8）。 また、法律が「修士論文又は特定の課題についての研究の成果」と改正されていたが、日赤学園本部が示す大学院学則準則（各日赤看護大学大学院学則が準じなければならないモデル）が改正されていないために、本学大学院学則が従来の「特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。」の記述となっていた。 そのため、法改正に伴う準則改正を学園本部に申し入れた。日赤 6 大学の学長会議を経て、平成 29 年 6 月 12 日付学園本部からの準則改正の通知（資料 9）があった。これを受けて、平成 29 年第 5 回経営会議で大学院学則変更を承認した（資料 10）。学則変更承認申請書を学園本部に申請し（資料 11）、文部科学大臣あてに届け出がなされたことの通知があった（資料 12）。 平成 28 年度から同時に進めてきた大学院修士論文及び課題研究論文審査規程の制定が平成 29 年 12 月 25 日第 9 回経営会議において承認された（資料 13-1、資料 13-2、資料 14）。これを受けて、平成 30 年度から学生便覧に反映させるべく準備を行った（資料 15）。
評価後の改善状況	平成 28 年度当初からこの矛盾は承知しており、論文審査は平成 27 年度から申し合わせ事項に基づき各審査基準を適用し、一方で順次改変に向けて学園本部との関係を含む以下の手続きを踏んだ。 学則変更を経て、大学院修士論文及び課題研究論文審査規程を制定し（根拠資料 2）、平成 30 年

	度から学生便覧に掲載した（根拠資料 3）。					
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 （根拠資料 1）日本赤十字豊田看護大学大学院（新 2016. 4. 1） （根拠資料 2）日本赤十字豊田看護大学大学院 修士論文及び 課題研究論文審査規程 （根拠資料 3）平成 30 年度 大学院看護学研究科 学生便覧 59 頁から 61 頁まで						
<大学基準協会使用欄>						
検討所見						
改善状況に対する評価		1	2	3	4	5